

長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論

畑 中 彩 子

はじめに

長登銅山遺跡は山口県美祢郡美東町に所在する、古代から近代の銅山採掘跡である。一九八九年から本格的な発掘調査が実施され、その結果、採掘・製鍊関連遺構が検出され、八世紀から一一世紀までの採銅・製鍊所および官衙遺跡が当地に存在していたことが確認された。また、須恵器、土師器、土器、鉄製品、製鍊関係遺物などとともに、八〇〇点を超える木簡が出土している。さらに、「からみ」などの成分分析の結果、長登銅山で産出し製鍊された銅が、東大寺大仏造営に使用されたことが判明している。本稿はこの長登銅山遺跡で出土した製銅関連木簡について考察を加えるものである。

長登銅山遺跡では建物の跡が確認されており、出土した墨書き土器の「大家」、木簡の「大殿」という記載から、常任長官が存在する官衙の採銅所であったと考えられている。銅の採掘・冶鍊は、天平二年の周防国の銅産出記事からもわかるように、銅山が所在する国の管理のもと行なわれていた。時代は下るが貞觀一年（八六九）

一月に採銅使が廃止された後は国宰が採進を行なうこととしている（『日本三代実録』貞觀二年二月二〇日戊申条）。八木充氏は、美祢郡司を差出人とする下達文書が存在すること、春米などが常食用として供給されていることから、美祢郡家を経由した、長門国府による管轄であったと述べており、妥当な見解と思われる。⁽⁶⁾

さて、長登銅山遺跡から出土した木簡は一九九八年段階で計八二八点、このうち正式報告書および『木簡研究』で釈読が示されているものは一五〇点余である。⁽⁷⁾ 木簡の記載内容は、食料支給に関するもの、銅の製鍊に関するもの、採銅所経営に関するものなどがあり、文書様木簡（符）、記録木簡（出来高、上日、炭の収納簿、食料支給）、封緘木簡、付札木簡（銅、庸米・春米）など様々な類型がある。年紀のあるものは十三点あり、「和□□年」（和銅四年カ）、「神龜三年九月廿九日」から「天平五年」にわたり、天平年間のものが十一点ある。ただし、和銅・神龜の年紀をもつ木簡は庸米木簡であり、製銅に関わる木簡は天平年間が中心である。

生産された銅インゴットに付けられたと思われる木簡、いわゆる銅付札には「太政大殿」や「節度使判官」などの銅の送付先が記されており、古代の銅の流通を示す、優れた史料となっている。このような長登の出土木簡については八木充・佐藤信両氏が、銅山経営、東大寺大仏造営との関わりから、その送付先について検討している。しかし銅の製鍊、工人の管理について記した横材木簡など、古代採

銅施設における生産・管理状況を極めてよく伝える木簡群であるにもかかわらず、木簡そのものの機能についての考察は不充分である。これらの木簡の使用法を明確に分析することにより、木簡に記された宛先や採銅所経営を初めて理解することが可能となるのではない

か。

よつて本稿では、長登銅山遺跡で出土した製銅関連木簡（本稿では便宜的に「長登木簡」と呼称する）を中心に、古代官営施設で使用された木簡について、その機能に着目し、考察を加えていくことにしたい。

一 製銅関連木簡の形状と用法

1 長登製銅関連木簡の課題

長登銅山の製銅関連木簡は、大きく付札木簡と記録木簡の二つに分類でき、銅の生産状況を管理・記録するために作成されたものと考えられる。

一般に〈付札〉木簡は、付札と荷札に分けられ、どちらも物品に何らかの情報を附加する役割を果たすものである。⁽¹⁰⁾ これまで平城京などで出土した荷札木簡は、生産地ではなく、送付先（消費地）で発見されたものであり、その荷を納入先に送付する際に、その物品名ならびに進上者を明確化することを目的とするものであった。さ

らに、進上先で保管・分類するために改めて整理用の付札が作成され、付けられたことが指摘されている。⁽¹¹⁾一方長登出土の銅付札は、木簡そのものの成形が採銅所で行なわれたかは不明だが、少なくとも記載の文字は長登で書かれたものと考えられる。これらは銅の生産現場で付けられ、取り外された木簡として、非常に興味深い題材である。貢進物の荷札ついては、郡家段階で作成されたとする今泉隆雄氏の説と、国・郡とその下の郷で作成されたものも存在するという東野治之氏の説がある。荷札と付札の違いはあるが、長登木簡のように生産の現場で記入するものがあることも併せて考える必要があるだろう。

記録・出納に関する木簡については、長屋王家木簡を題材に、機能面からの分析が渡辺晃宏氏、森公章氏、勝浦令子氏などによつてなされている。⁽¹⁴⁾詳細は長登木簡と併せて後述するが、生産や出納の管理という側面で長登木簡と共通点が見出せる。記録木簡の記載内容や形状は多岐にわたり、これらの木簡を個別に分析するとともに、複数の形状の木簡を組み合わせて利用した可能性を考えなければならぬ。

「移動しない」文書があることから、木簡においても「移動しない」文書がかなりの割合で含まれている可能性を指摘している。長登の銅付札木簡は、明らかに銅山で使用され、破棄されたものであるから、「移動しない」木簡であるといえる。しかし、銅付札は何らかの偶然で「移動しなかつた」ものか、始めから「移動しない」ことを予定した木簡であつたかについては考察する必要がある。たとえば銅の生産量を記した木簡は、銅山での管理・整理に使用されたものとみられるが、一方で消費地に輸送されていった銅にはどのような札が付属していたのかという、新たな疑問も生じてくる。

そこで、長登採銅所で使用された製銅関係の主な木簡をA~Fに分類し、まずは個別にその用途について述べる。その上で相互の使用状況を関連付けて論じることにする。

2 木簡の分類と用途

A 銅付札（銅付札A）

銅付札には大きく二種類のものがある（表1）。ここで銅付札Aとしたのは、製鍊された銅インゴットにまず最初に付けたとみられる付札である。木簡の形態は上部左右に切り込みを入れ、底辺を水平に成形した○三三型式が大半を占める。なお、銅は「枚」と表現されるように、板状のものであつたと考えられている。⁽¹⁶⁾

さらに「正倉院文書」などの紙の文書と木簡との比較が山口英男氏によつて整理されるなど、紙・木簡とともに、機能論としての検討が注目されている。山口氏は、正倉院の写経所文書には発信者のもとに置かれたまま受信者に送達されることのない文書個体としての

(1) 「下神マ小嶋廿二斤枚二 下□」

164-27-6 032 [長登]五四

一

主要銅付札
・文字が不明瞭なもの、完形ではないものは一部省略した。
・叢文及び寸法は原則として「長登銅山跡出土木簡図録」に拠る。
・対応番号は本文の中で使用した番号である。

長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論

(2) 「大神直都々美」

・「百十五斤枚二」

99.24.9 032 [長登一八] (本稿図3)

(3) 「□」

・「額田マ万呂」

十月九日」

189.33.7 032 [長登一五三]

宛所は明記されず、記載内容は木簡によつて多少のばらつきが認められるが、⁽¹⁷⁾ 基本的には (A) 工人名「製鍊を担当した鋳工名」、

(B) 製銅の重量 ⁽¹⁸⁾ [斤]、(C) 数量 [枚] が共通記載事項となつて

おり、木簡の片面のみに記載されるもの (1) と、両面に記載されるものがある (2)(3)。また、(D) 月日が記される場合もある (1)

(3)。一般に都で出土した付札には、整理・分類のために物品名が記されることがほとんどだが、ここでは生産物が銅に限定されたためか、通常の付札とは異なり物品名は記されていない。

いずれも基本的情報である鋳工名および銅の重量・枚数を、銅イ
ンゴットに付加するものと考えられるが、情報量は最低限であり、
出土点数も少ない。鋳工名は、省略せずに姓名を記載し、大神直
都々美のようにカバネを記載する例もある (2)。月日は、製銅完
了日とみるか、管理部門提出日か、進上先への送付日かは不明だが、
採銅所で出土したものについては、前二者のいずれか (もしくは)
れらは同日か) だと判断すべきだらう。

B 宛先記載銅付札 (銅付札B)

宛先を明記する銅付札である。

(4) 「家原殿」^(冊カ) [斤枚一]

・「□マ牛麻呂九月功」^(冊カ)

141.33.5 032 [長登一四四]

(5) 「豊前門司五十」^(冊カ) [七斤枚一]

・「秦マ酒手二月功」^(冊カ)

141.32.7 032 [長登一九二]

(6) 「大殿七十一」^(冊カ) [斤枚一]

・「□日下マ色夫七月功」^(冊カ)

127.29.7 032 [長登 八九] (本稿図3)

(7) 「□」^(冊カ) [册斤枚一]

・「□日下マ色夫五月功」^(冊カ)

138.35.5 032 [長登一六五]

宛先を記載したこれらの木簡は、長登銅付札の大半を占め、大切
に出土し、ほぼ一括して投棄されたと考えられている。⁽²⁰⁾ 木簡の形態
は銅付札Aと同様○三二型式であり、長さはおおよそ一五〇ミリ前
後、幅は三〇ミリ前後とほぼ一定しており、厚さが六~八ミリとや
や厚めな点が特徴であり、かなり規格化されたものであつたことが
推測できる。長登木簡の銅付札に厚みがあるのは、堅固な金属に付

属するため、重みによる札の破損を防ぐためであろう。⁽²¹⁾

内容は（A）宛先、（B）製銅の重量「斤」、（C）数量「枚」、

（D）鋳工名、（E）功であり、片面に「（宛先） ○斤○枚」も
う一面に「（名前） ○月功」と記載される。

冒頭に記される（A）の宛先については後述するが、（あ）官司、

（い）個人、（う）その他（調・官布直）などに分類できる。（B）

の重量は一枚あたり、十数斤から百斤、付札一枚に対する銅インゴ
ットの（C）数量は一～三枚の間に収まるが、原則としては銅イン
ゴット一枚に対し、一枚の付札が付けられたようである。（D）は

鋳工名を記すが、いわゆる贊貢進荷札に進上者の国郡名が明記され
るのに対し、銅付札Bにはあくまで銅付札Aと同様に姓名が記載さ
れるだけである。なお、「上束」とは造東大寺司に輸送された銅の
品質が、上品・中品・下品と記された（『大日本古文書』天平勝宝五年
所収「丹襄文書」一二五一五五七）のと同じく、銅の質をさすもの
と思われる。

注目すべきは、この銅付札木簡では必ず送付先である宛所と製作
者名が、各面に分けて記される点である。これは各面の情報を、そ
れぞれ個別に使用するためのものと考えられる。例えば年月日を記
さず、「〇月功」と必ず記されることから、この札の一面が製鍊担
当者の「功」に関して用いられたと推測できる。この銅付札と類似の
記載を持つ付札の出土例は他になく、長登木簡特有のものである。

C 宛先別出来高集計簿木簡

工人二十人の歴名を列記した木簡がある。

(8) 「○據殿銅 大斤七百廿三斤枚卅 小斤二千四百廿四斤」

|| 枚八十四 朝廷不申銅 天平二年六月廿二日 |

・ 「 日置若手 語積手 凡海ママ乙万呂

大津郡 借子 下神マ乎自止 語マ豊田 凡海ママ勝万呂

○ 日置百足 三隅 凡海ママ末呂 凡海ママ根足

凡海ママ袁西

凡海ママ廣手

凡海ママ大入

凡海ママ末呂

凡海ママ惠得

凡海ママ小廣

であり、大津郡（長門国
大津郡・長門国北西部、現
長門市域）という同一の
郡出身の工人が同じ宛先
の銅を製鍊していたこと
がわかる。一年分の長門
国據宛の製鍊記録と考え
られているが、この木簡
のみからでは判断しかね
る。天平二年（七三〇）

六月二二日という日付を
もち、銅の製鍊時期を特
定するのに有効な木簡で
ある。

銅の重量は、銅インゴットの個々の重量を列記するのではなく、
大・小斤毎の総計が記されている。⁽²³⁾よって、この木簡記載の前段階
で、あらかじめ他の木簡を用いて銅の集計が行なわれていたと考え
る必要がある。

D 個人の出来高帳簿木簡

個人の製鍊量を記す、出来高を集計した帳簿の役割を果たす木簡
である。



図1 宛先別出来高集計簿木簡
(『図録』341号)

- (9) • 「野身連百依 七十五斤枚一 [中カ] 合百卅斤
銅の重量は、銅インゴットの個々の重量を列記するのではなく、
大・小斤毎の総計が記されている。⁽²³⁾よって、この木簡記載の前段階
で、あらかじめ他の木簡を用いて銅の集計が行なわれていたと考え
る必要がある。
- 「合五百十斤枚十」
- (10) • 「五十一斤枚一 [中カ] 合百卅斤
卅五斤枚一 七十斤枚一 [中カ] 合五斤枚一
卅三斤枚一 [中カ] 合三斤枚一
- (233)・(21)・5 081 [長登四八一]

天平 [五カ] (24)
019 [長登四八一]

(233)・(21)・5 081 [長登四八一]

個人の製鍊量を記す、出来高を集計した帳簿の役割を果たす木簡
である。

個人の製鍊量を記す、出来高を集計した帳簿の役割を果たす木簡
である。

連国持」[長登八一・二三三七]がみえる。(10)は「□□マ□」の提出し
た銅の出来高を集計せずに、そのまま列記したものであろう。

Bでみた個々の工人の作業報告もまた同様に、帳簿を作成してい
たと推測される。例えば、日下マ色夫は(6)の大殿宛木簡では七十一
斤枚一(七月功)と(7)の宛先不明木簡では三〇斤枚一(五月功)と一
枚の木簡に名前がみえており、Dの集計簿のように工人毎の生産量
がまとめられて、管理されたと考える。

この製銅量帳簿は、銅の斤量から見れば、一ヶ月分の製鍊量では
なく複数月の集計である(25)。(9)の木簡には「中」の記載が見える
ので、下部の欠損部分に「下」品についての記載があつた可能性も
ある。

(9)と(10)は厳密に言えば、集計方法が異なるが、いずれも工人の出
来高をまとめたものと考えられる。

E 複数の工人の出来高帳簿木簡

さらに、複数の工人の製鍊額を記した木簡も出土している。

(11)	百十一斤八両枚六	日置マ五月	□□
×	麻呂百八斤枚四	凡海マ石万呂	□□
□	六百五斤八両枚四	凡直□	□□
×	百八斤枚四	八斤十一両枚四	□□
下神マ	百廿斤枚五	上丁安曇マ甘	□□
上丁安曇	五百枚四	」	□□
(12)	(刻綴)(刻綴)(刻綴)	□□	(刻綴)
□	一一	月〔メ〕	□□
□	廿	〔メ〕	□□
□	三十	〔メ〕	□□
□	九	〔メ〕	□□
□	十	〔メ〕	□□
□	五	〔メ〕	□□
□	七	〔メ〕	□□
(13)	(刻綴)	091 [長登四〇八]	
□	九		
□	十		
□	五		
□	七		
□	五		

(13) 091 [長登四〇八]
(173)・42・8 019 [長登八一]

(姓欠) 麻呂、凡海マ石万呂、日置マ五月、凡直□、下神マ□□、
安曇マ□甘(『木簡研究』一九では「大甘」とする)の六名の製鍊工名
及び製銅量が列記される。但し、上部が欠損しており、文字の配列
は整然としておらず、それぞれの工人名と銅重量の関係性が不明瞭
な部分がある。いずれの姓も長登木簡に複数みえるもので、銅山に
おいて同じ氏族の人々が多く差発されていたことを物語る。

この木簡では銅の重さの単位として「両」が記載されている。
「養老令」雜令一度十分条によれば、一六両は一斤に換算される。
一人あたり百斤程度の製鍊量からみて、月額の出来高帳簿であろう。

F 横材帳簿木簡

横材の木簡には、数値、月、単位(斤・斗・枚)などが記されて
おり、帳簿の役割を果たしていたとみられる。木簡を横向きに使用
した例は、平城宮木簡や長屋王家木簡の中に見えており、その用途
は主に食料の授受や支給、宛先別支出の集計に関する帳簿の役割を
果たしていたと言われている(26)。

(12)	(刻綴)(刻綴)(刻綴)	□□	(刻綴)
□	一一	月〔メ〕	□□
□	廿	〔メ〕	□□
□	三十	〔メ〕	□□
□	九	〔メ〕	□□
□	十	〔メ〕	□□
□	五	〔メ〕	□□
□	七	〔メ〕	□□
(13)	(刻綴)	091 [長登四〇八]	
□	九		
□	十		
□	五		
□	七		
□	五		

(14)

長登(刻継) 長登(刻継) 長登(刻継)
 + □ 甲 田 田 田
 + 田 田 田 田 田
 + 田 田 田 田 田

(*) 091「長登六三七」

長登の横材木簡は製銅関係のものその他、炭に関するもの「長登六三六」、歴名「長登五六〇」などがあり、何れも一・六・三cm間隔で界線が引かれている。⁽²⁷⁾ 完形に近いものもあるが、削屑も目立ち、何度も削り直して使用されたものと思われる。

木簡⁽¹²⁾には「月」「枚」「銅」「合」という文字がみえ、恐らく毎月の銅の集計を記したものである。⁽¹³⁾ はそれぞれの数字が銅一枚あたりの重量だろうか。この数字が宛先別か個人別の集計かは不明である。⁽¹⁴⁾ に見える「奈」を人名とみれば、個人の集計とみられる。

この木簡の数値は比較的大きく、それぞれが月額の製錬量と考えられることから、年額を総計したものだろう。但し単位は記されておらず、食料その他の集計簿の可能性もある。前述のように同様の内容をもつ縦形の木簡Dもあり、それらが完形であるのに対し、横材木簡は定規などに再利用された形跡があること、削屑で存在する場合が多いことから、一時的な下書きとして使用されたものと推測できる。

3 製銅関連木簡使用のモデル化

2では製銅を管理する上で使用されたA～Fの木簡の機能を個別に述べたが、実際に使用するにあたりこれらの木簡はそれぞれが個

別に利用されただけでなく、相互の機能を補完する役割をはたしていただと考えられる。長屋王家木簡について考察した森公章氏は、日々の米支給をまとめた横材木簡は、宛先部署別支給額を抜き出して、宛先別に一ヶ月の支給を計算するのに便利であるとする。⁽²⁸⁾ そして、事務処理には「各支給時の伝票木簡」、「日毎の支出を整理した木簡」、「宛先別の支出を整理した木簡」、「邸外の各部署や荷札木簡による進上物の把握のための集計簿の木簡」、「邸外の各部署別、国別の貢進物の進上を集計した木簡」などの書類が必要であったと指摘している。

この見解を踏まえて、長登の銅関連木簡の製作意図について推論を立てておきたい。図2はA～Fの木簡の相互関連を推論に基づき図式化したものである。

採銅所において、最初に製錬・仕分けの段階で銅インゴットに製作者名・銅の重量・製錬日という基本的情報を付与するのは銅付札Aである。この付札Aのついた銅インゴットがまず宛先別に分類される。據殿宛の歴名簿⁽⁸⁾から、同一の郡出身の工人集団による銅の製錬作業が推測できるから、製錬された銅は一ヵ所にまとめて集積・保管されたと考える。この保管されている状態の時、Cの宛先別集計簿のような木簡を掲示、または結びつけて、宛先を明確化しておく必要があるだろう。木簡に記された合点は、各人が銅インゴットを納めた際に書き加えられることになる。なおこのC木簡は

長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論

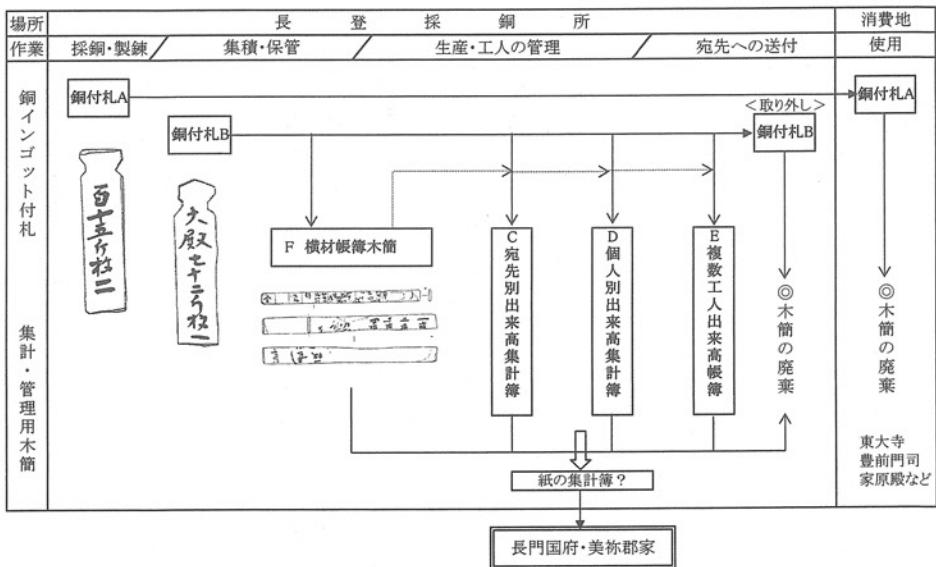


図2 銅関連木簡のモデル図

據宛の記録帳簿としての機能をも兼ね備える。

そしてこの保管された銅インゴット毎に、銅付札Bの添付が行なわれたと考へる。銅付札記載の字の運びを図録の写真で観察すると、それぞれの事項を別個に書き加えていったのではなく、同筆で記載されていることがわかる。よつて、この時点ではじめて銅付札Bに記載すべき事項である宛先・製鍊工名・重量・数量を確認し、新しい札を作成し、銅に結びつけたと考えられる。ただし日付はそのまま写し取るのではなく、月単位の「功」、つまり「〇月功」として記され、一月毎の生産量のチェックが行なわれたことが想起される。製鍊された銅が出荷までどの程度の期間、採銅所に集積されているかは不明だが、食料とは異なり鮮度の問題はないので、保管場所さえ許せば長期の保管は可能である。そして一定の期間の後に、それぞれの宛先に送付されることになる。この時、銅付札Bは銅インゴットとともに進上されるのではなく、採銅所ではすされ、採銅所内、あるいは関連の部署での処理に使用されることになる。工人の姓名を記すのみで本貫が記されていないのは、これらの木簡が他所へ運び出されることが期待されなかつたことを示す。国郡名が記される調などの荷札木簡とは、用法が異なる木簡である。送付先へは別の札（若しくはそれをまとめた帳簿）が付けられた筈である。

山口英男氏はBの銅付札について「ある期間の鋳工の作業内容を書き留めた手実のような役割をもつ」として「鋳工手実」とでも称

しいうる木簡と理解している。⁽²⁹⁾確かに作業記録として作成されたこと
がこの付札の第一の目的ではあるが、さらに積極的な使用目的があ
つたと思う。すなわち銅付札Bは、C・Fの帳簿を記す上で必要な
情報量をすべて網羅した、極めて有効な基本台帳としての役割を果
たすものである。

Cの例としてあげた(8)木簡と、銅付札Bの作成の時期は、集積・
保管という点を考慮すると、若干製作時期が前後する可能性はある
が、個人別に月額の銅の出来高を集計したものがDの帳簿、さらに
毎月の工人集団の成績をまとめたものがEの帳簿であろう。Fの横
材木簡は、削削が多く一次利用が目立つことから、DやEの下書き、
もしくは覚書のようなものであつたのではないか。

古代の生産現場において、「モノ＝銅」の生産、及び「労働」の
管理にあたり、このような複数の形態の木簡が有機的に使用されて
いたのである。

一 銅付札のゆくえ

1 東大寺出土銅付札と長登木簡

これまで長登採銅所で使用され、破棄された木簡について述べて
きた。しかし各送付先に送られた銅インゴットにも、銅の重量など
を示す付札が付属していなければならぬ。

では、送付された銅にはいかなる付札が付けられたのであろうか。
たとえば銅付札Bには、進上の日付は記されず、工人の月毎の
「功」が記載されることから、宛所にBとまったく同じ形式の付札
が銅につけられて進上されたとは考えにくい。
平城京一条大路木簡に次の銅荷札木簡がある。

(15) 「安藝国銅廿斤」 □

(173)・21・4 031 [城三〇—七貢下]

長登採銅所の銅も、長門国を経由して進上されたと思われる所以で、
國名を記した木簡が荷札として付けられていたと考えるのが妥当で
ある。⁽³⁰⁾しかし残念ながら「長門国」名を明記した銅付札は発見され
ていない。

そこで、東大寺の大仏造営に関わる銅関連施設で出土した銅付札
に着目したい。⁽³¹⁾東大寺大仏殿廻廊の西方、大仏建立に關わる整地層
下の自然堆積層から出土した木簡は、大仏铸造を開始した天平一九
年（七四七）九月から、大仏殿の完成した天平勝宝三年（七五二）頃
のものとみられている。⁽³²⁾また、戒壇院東側から西塔跡に抜ける小道
沿いに埋めたてられた流路跡が認められ、ここからも木簡を含めた
铸造関連の廃棄物が発見されており、この流路付近で銅などの金属
が集約されて精錬作業が行なわれたと考えられている。⁽³³⁾

木簡は銅の铸造に関連するもの、特に銅付札が多数見つかってお
り、長登銅付札に極めてよく似た木簡が複数出土している。

長登銅山遺跡出土の銅付札木簡に関する一試論

- (16) 「語人鳥〔奉カ〕七十六斤「1」
・「七月廿日」 177.34.6 032 [防災] 一七四[五]
- (17) •「生壬マ万匁十九斤「1」
•「七月廿六日〔前大目〕」 138.33.5 032 [防災] 一七四[六]
- (18) •「卅四斤〔大
小百〕斤」
•「枚」 159.35.10 032 [防災] 一七四[一]
- (19) 「右」竈冊一斤投度
•「□□一曰」 139.38.5 032 [防災] 一七八[五]
- (20) •「卅三斤八兩」畝
118.17.3 032 [防災] 一七七[九]
- (19) 竈の名称とその竈で用いられる鉱物（銅）の重量を示すもの (19)、
鋳型や炉にいびりついた銅で再生された銅 (20)、水洗銅) に関する
付札である。これらは、明らかに東大寺の精鍊施設で加工された銅
に付けられた整理用の付札だと考えられている。⁽³⁴⁾
- 改めて人名・斤量・枚を書き連ねた(16)～(18)木簡をみてみよう。報

告書では、東大寺木簡には「功」の文字が見られない」と、銅の枚
数が異筆で記される」と、日付が付されていることから、長登と東
大寺の銅付札木簡は同種のものとは言い難いとしている。しかし、
これは長登木簡B形式の銅付札と比較したからであって、工人名、
重量、枚数、及び年月日を記すAの付札とは極めて類似する。また
「」内は異筆の可能性があるというが、写真では判別できず、例
え異筆としても、後に文字が書き加えられたことは長登銅付札A
でも十分想定があるので、この点を、両者の違いを判断する材料と
することは難しい。

長登と東大寺それぞれの木簡を並べて比べてみよう（図3）。木
簡の形状はいずれも○|三|型式が多数を占め、大きさも長さ一五〇
ミリ、幅三〇ミリ前後であり、比較的厚みがある点で極めてよく似
ている。また写真が不鮮明なためはつきりとはいえないが、字体も
よく似ており、特に「斤」の字の繋け具合に共通性があるといえる。
さらに東大寺木簡に見える「生壬（壬生）部」「語」姓を持つ人
が長登木簡にも存在している。

(21) 「生壬マ□足一斗五升」 (*)(181.(24).4 032 [長登四九九]

(16) の「語人鳥」については、語部姓の人が中国地方に多く分布し
たことが指摘されており、長登でも「語マ豊田」が歴名木簡に(8)、
「語マ足奈（長）」が習書木簡（[長登五三三]）にみえている。この
ような同一の姓が東大寺精鍊施設にも存在することから、铸造に携

わる工人の中に、長登採銅所から移動していた者が存在した可能性も想定しておくべきであろう。

このように銅の送付先である東大寺で、長登の銅付札Aと似た付札が出土していることが判明した。長登と東大寺の銅付札は、製鍊（または精錬）後に、銅に最低限の基本情報を附加するという同じ使用目的を持つた木簡ではなかろうか。

長登の銅付札Aの中には、採銅所で外されずに銅インゴットに付けられたまま送付されたものがあったと思う。都に送られる貢進物に送付過程の諸段階や使用目的に対応して、幾種類かの荷札木簡が同一物品につけられていたことが、彌永貞三氏や東野治之氏によつて指摘されており⁽³⁶⁾、特に東野氏は荷札には貢進物の検収の際に取り外されるものと、最後まで残される荷札があつたことを想定している。長登の銅にも当初複数の付札木簡が付けられ、Bのみが現地ではずされ、一部のA形式の付札が採銅所に残存したのではないか。

仮にA木簡が銅と一緒に進上されたならば、進上先で廃棄されることになる。勿論、安芸国銅のように国名が記されていないこと、また現在発掘された長登木簡の年紀は天平五年が下限であり大仏造営の時期とずれるという疑問点もあるが、長登採銅所が天平年間以後も連続していること、長門の銅の造東大寺司への輸送が確実に認められることから、東大寺木簡に長登採銅所の木簡が含まれる可能性を指摘しておきたい。



東大寺銅付札の例
〔『東大寺防災』(1746号)〕

長登銅付札Bの例
〔『図録』89号〕

長登銅付札Aの例
〔『図録』118号〕

図3 長登銅付札と東大寺銅付札

2 木簡記載の宛先について

進上した銅には、A形式の銅付札が付けられていたことを前項で述べた。続いて、東大寺以外へ送られた、銅と銅付札のゆくえについて考えてみたい。

銅付札Bの記載によると、長登採銅所で製鍊された銅の宛先は長門国司、鑄銭司、中央貴族と様々であり、採銅所において明確に銅の納入先が認識されていたことが注目される。中西康裕氏は交易雜物の京進後の配分先が国衙段階で既に意識されていた事を指摘しており興味深い。銅付札の宛先については、既に八木充氏や佐藤信氏によつて考察がなされているが、若干見解が異なる点について述べておきたい。なお八木氏は木簡にみえる宛先を「配分先」としている。しかしこれらの銅は各宛先に支給されたもの、宛先からの働きかけによつて納入されたもの、いずれのケースも想定できるので、本稿では一方的な割り当てを想起させる「配分」の語は用いらず、「宛先」もしくは「宛名」の語を使用することにする。⁽³⁸⁾

まず、国家の採銅を推測させる宛名には「大殿」(前掲⁽⁶⁾)、「據殿」⁽²²⁾、「少目」⁽²³⁾がある。

- (23) 「 \checkmark \square 五百 \square ×
- 「 \checkmark \square 少目九十三斤」
- 「 \checkmark 枚二 一

(*) (118) 35・6 039 [長登三八七]
139・40・6 032 [長登一九・1]

「大殿」は、墨書き器の「大家」の用例と同様に、具体的な人物名を示すのではなく、直接関係する責任者つまり採銅所を統括していた人物を示すと思われる。また、據・少目宛の付札が各一点、據へ進上した銅の総数を列記した大型の集計簿木簡もあり(前掲⁽⁸⁾)、彼らはそれぞれ長門国の據と少目だと考えられている。『延喜民部式』上では長門国は中国であり、本来大・少目は規定されていないが、平野博之氏によれば天平九年「長門国正税帳」(『大日本古文書』二一三三)に「少目」の文字が確認でき、この時期に少目が存在していた可能性は十分に考えられるといふ。⁽³⁹⁾

しかしこれらの銅が、官司としての国府に送付されたものか、據・少目個人に充てられたものは判断が難しい。木簡⁽⁸⁾に記された「朝庭不申銅」は「朝庭に銅を申さず」もしくは「朝庭に申さざる銅」と読むのであろうか。このような「朝庭」の用法は『続日本紀』や『正倉院文書』を含めてほとんど見られないが、国家ないしは「官」の意味で用いられていたものと考えておきたい。もし国家的要請による銅の進上ならば、據や少目など個々の国司を宛先にすることではなく、長門国、もしくは次に示す付札のように鑄銭司など具体的な官司名を明記するのではないか。

- (24) 「 \checkmark \square \square 鑄銭司料 \square ×

(112)・(28)・5 039 [長登三八五]

そうすると集計簿にみえる銅は、據個人に宛てたものであつたことになる。據としての職務の対価であつたか、個人的な入用であつ

たかはこの木簡だけでは判断できない。いずれにせよ、進上された銅の量が一トンを超える膨大な量であったことが注目される。

また、「豊前門司」宛の付札一四点が出土している。豊前門司は瀬戸内海交通の要所であり、延暦一五年（七九六）以前には西海道諸国の津から出航する船は豊前門司での検察を必要としていたとい

う。⁽⁴¹⁾ 八木氏は豊前門司を通じて、豊前国府や大宰府にも銅が流通したと指摘している。⁽⁴²⁾ しかし、その他の宛所が個人名など具体的な宛先を示しているのに対し、豊前門司に限って仲介官司、ないしは経由地を示すだろうか。もちろん、その後の二次的な流通を意図して述べられた見解だと思うが、この場合は豊前門司そのものが、銅の送付先であったと考えるべきであろう。

宛名が個人名「家原殿」「笠殿」「鞆マ」などの場合も、これらの銅が支給されたものか、宛名の人物が私的に長登銅山から購入したものか、いずれの可能性も考えられる。

25・「家原殿廿四斤枚」

・「額田部龍万呂四月功」
上□

142・26・7 032 [長登]八四

書二一一六一。

26・「額田部」

26・「額田部」
・「額田部」
上□
139・31・9 032 [長登]一〇一
139・31・9 032 [長登]一〇一

多くの見える姓で、銅駄馬を列記した歴名木簡にも複数の額田部姓の工人が記されている「長登三三八」。また「周防國正稅帳」に天平一〇年（七三八）一〇月耽羅嶋人の部領使として上京の途中、周防国を通過した長門国豊浦郡擬大領正八位下額田部直廣麻呂がみえており、長門国に分布する姓であったようである。

26・「節度使判官」
・「節度使」

26・「節度使」
・「節度使」
上□
139・31・9 032 [長登]一〇一

七道の節度使は天平四年（七三三）八月に任命され（『續日本紀』天平四年八月丁亥条）、「出雲國計会帳」（『大日本古文書』一一五八九）では天平六年五月に「節度使下山陰道状」とみえる。山陰道長官は從三位多治比縣守であり、判官（定員四）の一人に外從五位下巨曾倍津嶋がいた（『続日本紀』天平四年八月丁酉条）。「犬甘」は不詳だが、「縣犬養」「犬養」「若犬養」の可能性が考えられる。天平九年に從六位下出雲掾とみえる縣犬養宿禰黒麻呂であろうか（『大日本古文書』一一六一）。

「家原殿」を宛先とする木簡は六点出土しているが、具体的に誰を指すかは不明である。夫左大臣多治比嶋の死後、貞節により連姓と封戸を賜った家原音那の可能性を指摘する説もある。⁽⁴³⁾ 製作者としては他に「鞍部」「大田部」などがみられ、「額田部」は長登木簡に

い)のように見ていくと、長登で採掘され冶鍊された銅は国から支給されるもの、私的に入手したもの、その供給過程としていずれの選択肢も想定できるが、現時点では両者の分別をつけることは不可能である。しかし生産地域がごく限定される特殊な産物ではあるが、古代の官営採銅所において官採された銅にも拘わ

らず、官司だけでなく個人宛に提供されていた点が注目される。

3

古代における銅の流通

銅の中央進上については、前述の「丹襄文書」に長門国から造東大寺司への輸送の記録が残っており、一括して船で運ばれたことが知られる。これらの銅は国から支給されたものではなく、東大寺が必要に応じて購入したものであろう。例えば天平勝宝元年（七四九）八月から同二年七月までの上日帳によると、大仏造営とほぼ同時期に造東大寺司の経師が「買銅使」「銅使」「使銅」となっていることがみえる。

る。

大伴連衰麻呂

八月不九月不十月買銅使十一月日十（後略）

（大日本古文書）「経師上日帳」三一（八九）

上毛野公伊加万呂
八月銅使九月不十月使銅

（大日本古文書）「経師上日帳」三一（九五）

八月は上毛野公伊加万呂が銅使、一〇月は大伴衰麻呂が買銅使、伊加万呂が使銅とそれぞれみえ、「買銅使」とは銅の購入に関わる使者であったと推測できる。この使者の派遣先は不明だが、長登の銅が長門国を経由して船で運上された時期とも重なり、この輸送に付き従つた使者であった可能性が高い。

さらに長登木簡の同時期の史料として、天平六年（七三四）の興福寺西金堂の造宮・造仏関連帳簿とされる⁽⁴⁵⁾「造仏所作物帳」では、

必要な銅の用途と重量を列記するとともに、銅の購入量とその直について記す。

買生銅九百十四斤五百七十斤、ミ別五十四文、直錢三百冊四斤、ミ別卅六文、（大日本古文書）一一五六六

このように天平年間頃には、銅の購入が実際に行なわれていたことがわかる。銅によつて価格差がみられることは、銅の「上束」「中束」などの品質差によるものだろう。

長門国から銅を購入した明らかな例として造法華寺司があげられ

調布一百卅二端（以下、入手の内訳）

用一百端九十七端（以下、用途の内訳）

残卅五端

五端（中略）並在院檜皮葺正藏、卅端銅買価、遣長門未來

（後略）

（大日本古文書）「雜物請用帳」四一四六八（一九再収）

天平宝字四年（七六〇）～五年頃、所有していた調布の残部三三端のうち三〇端を銅買価として長門国に遣わしたが未だ銅は到来していないという。布を銅の代価とすることからもわかるように、都所在の東大寺や造法華寺司などが長門国を経由して銅を購入していく

中央の貴族の場合はどうであろう。長登木簡に太政大殿宛の銅付札があり、この太政大殿は故藤原不比等に比定されている。

(27) 「**く**太政大殿**□** **首大万呂** 上**□**

五十三斤枚一」

164.29.8 032 [長登四六九]

佐藤信氏は次の東大寺で出土した木簡と併せて考察し、「太政大殿」つまり不比等宛ての銅が、光明皇后の皇后宮を経由して、東大寺に送られたとする。⁽⁴⁵⁾

(28) 「自宮請上吹銅一万一千二百廿二斤」

「自宮宮宮**□** 宮足 宮自**□**」

・「**『**
□ 爰**□** **□** 鳴**□** 人
□ 預**□** 大**□**」
(218).32.2 019 [防災一七六一]

長屋王家木簡から、貴族邸では鋳所を設け、銅製品を製作していることが知られるから、不比等邸（光明子が伝領・管理していたか）

にも鋳銅の付属施設があつたと推察できる。光明子から東大寺に銅が進上されたとすれば、長登銅山で太政大殿宛に送られた銅との関係も推測されよう。東大寺大仏建立の原料となる銅を光明子だけでなく、他の貴族が貢納していた可能性は十分考えられ、「家原殿」や「**□** 笠殿」が都の貴族であれば、彼らもその候補者となりうる。

長登採銅所で製鍊された銅は、基本的には国家に収納されるものとみられるが、造寺司、有力貴族の需要も看過できない。そして、これらの銅が採銅所の存在する長門国と直接取引されることもある。

た。先述したように採銅所で宛先が認識されていたことから、諸処からの要望に応じて、銅製鍊が実施されていたと考えるに到る。つまり、採銅所での採掘および製鍊量については、ある程度計画的に作業が行なわれるという、いわば受注生産のようなシステムが取られていたと思う。

そして都に輸送される際に銅に付けられていた木簡こそが、長登で出土した銅付札A、および東大寺で出土した銅付札であつたと考えられるのである。

三 銅付札Bと工人の労働評価

では、送付されることなく採銅所で廃棄された銅付札Bは、いつ、何の目的で作成されたのだろうか。結論から言えれば、この銅付札は送付先および技術者の成果管理のために改めて作成され、付された札であつたと思われる。

銅付札Bは、ほぼ同じ大きさおよび形状をもち、厚みも六~八ミリと通常の木簡よりも厚い、かなり頑丈で定形化された木簡である。文字もはつきりと書かれており、この木簡が採銅所で重要な役割を果たしていたことは容易に想像できる。

各面の使用目的として次の二点が考えられる。

第一の目的は、先に述べたように、冒頭に宛先が記されることか

ら、銅インゴットを宛先別に分類する」とある。採銅所で外された後、複数の記録作成に用いられたと考えられ、例えばCの大型の歴名木簡がその集計帳簿に該当する。

第二の目的は、各工人の「功」が明記されたことから、工人の出来高の管理をするためのものであつたとみられる。長登採銅所で働く工人の功に対する対価は不明である。銅山で働く鋳工やその他技術者がどこから差発されたか、またその身分によつて内容が明らかになつてくるだろう。

一般に「功」とは雇用労働力などに対応する語だが、労働成果に

対して功銭や功食などの「功直」が支払われた（給付）ことが知られる。⁽⁴⁸⁾銅付札Bの「功」は、製銅の成果を意味するものであり、「○月功」とあることから、「銅○斤」「枚○」が工人の功として月単位で集計されたことがわかる。安曇石田のように「功外」の記載もあり、全ての製銅が功になつたのではないようである。

(29)・「⁽⁴⁹⁾卅七斤枚一」

・「⁽⁴⁹⁾安曇石田功外」

長屋王家木簡でも「功」に関する木簡が出土している。

(30)・「⁽⁵⁰⁾移務所山背御田芸人功卅六常田刈人功

扶^月
従廣足

134·28·5 032 [長登八五]
224·(20)·3 011 [平城京一一六〇]

(31)・「寺^{〔造カ〕}人功

・「長一丈三尺

(111)·(20)·4 081 [平城京一一四六四]
造東大寺司では、木工・鉄工の功が毎月の告朔で報告されており

〔「造東大寺司告朔解」「大日本古文書」五一一八八~二〇一など〕、また「画師行事功銭注進文」〔「大日本古文書」四一二六四~一七一〕では彩色画師らの彩色枚数と対応する功銭の文数が申上されている。櫛木謙周氏によると、食料が人に対応するのに対し、功直は仕事や技量に対応するという。⁽⁵⁰⁾「上」「中」「上束」と記載されたのは、製銅の質も「功」の一部となつていたためだろう。

銅付札Bは「正倉院文書」の諸例と同様に、鋳工の勤務成績管理に使用されたとみられる。採銅所における採掘量、生産量、輸送先、工人の勤務・功直などは、長門国によって管理されていたが、全ての処理が長門国府で行なわれていたのではなく、美祢郡家、採銅所（政所と称したが）において、実質的な指導や管理が行なわれていたようである。この銅付札は、一つで必要な情報を網羅しており、ほぼ同じサイズに成形することにより、木簡そのものの扱いも簡便なものになつていてから、山地に所在する官営工房で使用するのに適した木簡であつたろう。

ところで銅の輸送にあたつては、各宛先に送付したという「記録」が国府に申上されていたと考えるのが妥当である。木簡 자체は採銅所で廃棄されていることから、長登で出土したものと異なる木

簡や、もしくは「紙」にまとめられた帳簿が、国・郡へ送られたことを想定しなければならない。特に工人の「功」の評価を示す帳簿木簡がみつかっていないことから、工人の成績の帳簿に関しては「紙」の使用の可能性も高いのではないか。

最後に採銅所で働く工人の性格を明らかにするにあたり、重要な問題を提起する「調銅」および「未選」記載の木簡について言及しておきたい。

(32) 「く調銅八十五斤枚[三]」

・「く未選」

」

121.27.7 032 [長登三七二]

(33) 「く調銅百七斤枚[三]」

157.33.9 032 [長登五五七]

神護景雲二年（七六八）に長門国豊浦・厚狭郡などからの調銅が停止されるまで、調として銅を貢進することが認められていたが、この木簡によつて天平年間前半における、調銅貢進を確認することができる。一人あたりの調銅貢進量の規定はないが、同じ鉱物である鉄の場合は十斤であるから、この付札の銅量八五斤、百七斤がそのまま一人ずつの貢進量とは考えられない。よつてこの付札は、複数の未選身分の調銅を合わせたものといえる。例えば調鋤や調鉄の場合、正丁一人の負担額ではなく、便宜上の個数ごとにまとめて貢進されていた。⁽⁵⁴⁾

(32) 木簡から、長登採銅所には「未選」身分の人々が存在し、技術者の中には造東大寺司や造石山寺所のように、勘籍を受ける者がい

たことが指摘されている⁽⁵⁵⁾。しかし、必ずしもこれらの木簡は、長登採銅所に「未選」官人が存在したことを確認するものでない点に注意しておきたい。参考として次の銅付札をあげる。

(34) 「く官布直九十二斤枚[一]」

・「く膳大伴廣玉女 上□」

150.31.6 032 [長登三三九]

「官布」の直として「銅九十二斤」が記載されている⁽⁵⁶⁾。女性である廣玉女には調庸布の納付の必要はないから、採銅所ないしは上部の官司が購入する官布の直として製鍊させた銅であり、その銅の製鍊担当者が、たまたま廣玉女であつたと考えるべきだろう。このよううに鑄工者と宛先にはその銅の製鍊を担当したという事実以外の相互関連がないケースもあるようである。

そこで銅付札の宛先と製作業者に相互関連性がない可能性を考慮に入れると、未選身分の工人が自分自身の調銅を、自ら製鍊したものではなく、採銅所、あるいは長門国が必要とした調銅量を、採銅所に依頼して製鍊させたという理解が成立つ。調鋤、調鉄や布が、郡郷里を単位に官営工房でまとめて納入されていたことも傍証となる。

勿論、採銅所での未選身分の者の存否を直接示すものではなく、その判断には慎重にならなければならず、実際には未選工人が存在した蓋然性も高いと思う。そこで仮に未選身分の者が長登採銅所に存在したとする、以下のように考えられる。

「未選」の文字は地方出土の初例であり、年代的にも「正倉院文書」の初見天平一〇年（七三八）を遡るものである（『大日本古文書』七一・八三・四）。造東大寺司や写経所において「未選」と呼ばれる人々が写経生や画師、雜任クラスの身分で従事していたことは周知であり、野村忠夫氏は「未選」とは国家的造営・写経事業の拡大に伴い広く民間から集められた技術者などであり、考選対象とはならない人々と規定する（⁵⁷）。長登採銅所における労働者には仕丁、廬丁らが確認でき、「額田部」「美祢」「凡海マ」など長門周辺地域から徵集されたと推定しうる氏名の人々が多くみえる。一方「未選」官人には本司を持つ者もおり、採銅所若しくは国郡衙が技術者として採用した人物であり、在地徵集者とは区別されるべきものである。

『日本三代実録』貞觀五年（八六三）一〇月一日辛酉条では「制。長門國採銅所雜色四人預於勘籍。」と長門國採銅所の雜色四人が勘籍に預かっており、「延喜式部式」上にも同様の規定がある。また『日本三代実録』仁和元年（八八五）三月一〇日乙丑条の太政官处分に「破銅手」「堀穴手」などの技術専門者がみえることから、専門的技能を有すると推定される「未選」の人物は将来的に勘籍に預かり位階を有する官人と成り得たのである。

長登銅山跡木簡の銅闕連木簡の機能についての考察を踏まえ、次のように各木簡を定義付けておきたい。

A 個々の銅に基本情報を付加するもの
（銅付札A）

B 個々の銅に複数の情報を付加するもの
（銅付札B）

C 銅の宛先別の出来高を記録するもの
（宛先別出来高集計簿木簡）

D 製作者ごとの生産を管理・記録するもの
（個人の出来高帳簿木簡）

E 複数の製作者の生産を管理・記録するもの
（複数の工人の出来高帳簿木簡）

F 件数の多い情報の記録、もしくC-Eのための下書き
（横材帳簿木簡）

これらの木簡は図2で示したように、まず製錬直後の銅に付札A

が、保管集積過程で付札Bが付けられ、さらにこのBをもとにC～Fの木簡が作成された。すなわちA～Fの木簡は単体で利用されるだけでなく、複数の形態の木簡が有機的に使用されていたといえる。

このうち銅付札Aは、その多くが製鍊された銅とともに消費地に移送されたと考えられる。長登で出土した製銅関連木簡は、原則として「移動しなかつた木簡」である。通常、調庸や貢進物に付けられ「移動していった木簡」を、国郡衙やその他官営施設などの生産地側で見出すことは難しい。しかし、この銅付札Aはまさしく銅とともに生産地である採銅所から「移動した木簡」の残存例として検出できる。そして東大寺で出土した銅付札も、この銅付札Aとの類同性から生産地（長登）で付けられた可能性も高いのではないか。

そして最も出土例の多い銅付札Bは、銅とともに消費地に運ばれるのではなく、付けられた当初から採銅所で外すことが決められた、「移動しない木簡」であった。つまり、生産作業の過程においての使用が、この木簡の主要な用途であったのであり、隘狭な山中の採銅所での製鍊銅を管理する上で、銅の宛先・製鍊量・工人の功

註

長門国から銅を購入した記事があるが、まさしくこの長登銅山の銅が出荷されていたことが木簡から裏付けられよう。この採銅所で官採された銅が、東大寺や貴族などの私的な需要に対応していたことは、古代官営工房経営の新たな視点となるだろう。そして既に長登で銅の宛先が認識されていたこと、同一の地域出身の鋳工によって同一の宛先の銅が製鍊されていたことから、採掘・製鍊が必要に応じた計画生産であった可能性も指摘したい。このように、長登銅山遺跡の発掘や出土した木簡によつて、八世紀前半の国家の採銅事業が明らかになりつつある。

本稿では、銅の生産に使用された炭関連の木簡や、工人に支給された食料についての木簡、そして採銅所経営に直接関わる「符」木簡について検討することが出来なかつた。これらの木簡を踏まえて、採銅所を含めた古代官営工房の経営を考察することが、今後の課題であろう。

（1）長登銅山遺跡については正式報告書が出されている。「長登銅山跡Ⅰ—古代製鍊銅遺跡・発掘調査報告」（山口県美東町教育委員会、一九九〇）。『長登銅山跡Ⅱ』（同、一九九三）。「長登銅山跡Ⅲ』（同、一九九八）。また『長登銅山跡出土木簡図録—古代の銅生産シンポジウムin長登 木簡展』（以下「図録」とする。美東町教育委員会、二〇〇一）には、木簡の写真が多く掲載されており有益である。出土木簡については「木簡研究」（一三、一九九一。一四、一九九二。一八、

一九九六。一九、一九九七。二二、一九九九)で報告されている。本稿では最も新しい見解である「図録」の釈文を使用したが、適宜「長登銅山跡」ならびに「木簡研究」の釈文にも言及している。また「図録」のみに掲載される木簡については、本文中の釈文の下に(※)を印す。なお、木簡の番号は長登木簡の通し番号を用い、「長登一八二」などと記す。

(2) 長門国の採銅については、葉賀七三男「古代長門の銅生産について」(山口県地方史研究)五〇、一九八三)。池田善文a「古代長門国採銅所の予察」(山口県地方史研究)四八、一九八二)。同b「古代産銅地考」(坂詰秀一先生還暦記念論文集 考古学の諸相)坂詰秀一先生還暦記念会編、一九九六)など。

(3) 長門國の採銅については、葉賀七三男「古代長門の銅生産について」(山口県地方史研究)五〇、一九八三)。池田善文a「古代長門国採銅所の予察」(山口県地方史研究)四八、一九八二)。同b「古代産銅地考」(坂詰秀一先生還暦記念論文集 考古学の諸相)坂詰秀一先生還暦記念会編、一九九六)など。

(4) 長門銅錢司に関する論文は多いので、本稿で参照した論考をあげておく。八木充a「山陽道の銅産と銅錢司」(福尾猛市郎編「内海産業と水運の史的研究」吉川弘文館、一九六六)。同b「銅と銅錢司」(新版古代の日本4中国・四国)角川書店、一九九二)。柴原永遠男a「銅錢司の変遷」(初出一九七七)。同b「日本古代銅貨の鑄造組織」(初出一九七九)(いずれも「日本古代銅貨流通史の研究」塙書房、一九九三)など。また、銅と長登銅山の銅鉛の分析結果については斎藤努「日本の銅貨の鉛同位体比分析」高橋照彦「日本における銅貨生産と原料調達」(いずれも「国立歴史民俗博物館研究報告」第八六集、二〇〇一)を参照されたい。

(4) 「大日本古文書」一一五〇一。長門國銅錢司の官員構成は次の通りである。

長門國銅錢司判官從七位下蘭田首八嶋

主典從七位下大宅首佐波

民領少初位上贊土師連忍勝

少初位下

高安主村三事

長官は不明だが五位官人が任命されていたと考えられる。

なお「大日本古文書」では「正稅帳」とするが、早川庄八氏の指摘に従い「郡稻帳」とした。早川庄八「公解稻制度の成立」(「日本古代の財政制度」名著刊行会、一九〇〇、初出一九六〇)。「播磨國郡稻帳」記載の銅錢司については、柴原a・b註(3)論文参照。

(5) 池田善文c「古代銅製鍊の実態と若干の問題点」(長登銅山跡II)註(1)

(6) 八木充c「奈良時代の銅の生産と流通—長登木簡からみた—」(日本歴史)六二一、一九〇〇)。

(7) 「図録」では削削を含めて一〇三点の釈文が示されている。

(8) 八木c註(6)論文。同d「長登木簡から古代を読む」(長登銅山跡II)註(1)。同e「県史講演録 木簡から古代を読む」(山口県史研究)八、一九〇〇)。

(9) 佐藤信a「長門長登銅山と大仏造立」(出土史料の古代史)東京大学出版会、二〇〇二)。同b「律令國家と銅—長門長登銅山と大仏造立」(笛山晴生編「日本律令制の構造」吉川弘文館、一九〇三)。

(10) 付札に関する最新の見解として「日本古代木簡集成」(木簡学会編、東京大学出版会、二〇〇三)を参照されたい。なお付札木簡については本稿で直接触れたもの以外に、以下の論文を参照した。館野和巳「荷札木簡の一考察—貢進物の保管形態をめぐって—」(奈良古代史論集)第一集、一九八五)。寺崎保広「木簡論の展望—文書木簡と荷札木簡」(新版古代の日本10古代資料研究の方法)角川書店、一九九三)など。

(11) 猪野久「木簡」(日本の美術)一六〇、至文堂、一九七九)。今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(古代木簡の研究)吉川弘文館、一九九八、初出一九七八)。

(12) 今泉註(11)論文。なお、今泉氏は論文を著書に再録するにあたり、

郡より下の郷段階で作成した荷札があることを認めておられる。

(13) 東野治之「古代税制と荷札木簡」(『日本古代木簡の研究』塙書房、

「一九八三、初出一九八〇」)。

(14) 渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」(『奈良古代史論集』第二集、一九九一)。森公章「長屋王家木簡三題」(『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、一〇〇〇、初出一九九六)。勝浦令子「長屋王家の米支給関係木簡」(『木簡研究』二一、一九九九)など。

(15) 山口英男「帳簿と木簡—正倉院文書の帳簿・縦文と木簡」(『木簡研究』二二、一〇〇〇)。

(16) 八木c註 (6) 論文。

(17) なお、宛先や用途のみを示すもの、工人名を記載しない銅付札も複数存在する。表1では「その他」としたが、大きく分類すれば銅の基本情報を記すものとして銅付札Aの範疇に入れることも可能である。

(18) 銅の重量は、正倉院銀壺の計量により推定すると、一斤=約一八〇匁(六七五g)にあるという。中井一夫・和田萃「東大寺大仏殿廻廊西地区」(『木簡研究』一一、一九八九)。

(19) 狩野註 (11) 書、館野註 (10) 論文。造東大寺司関係品と考えられている正倉院宝物の木綿付札は物品名を記載するが、銅付札とよく似た形態であるので参照されたい。

・「▽知識木綿十斤」

・「▽勝寶五年六月四日検定」

135.21.3 032 [函表] 一ノ八

杉本一樹「正倉院の木簡」(『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一、初出一九九〇)。

(20) 註(1)「木簡研究」一九。

(21) 高島英之氏は○三二型式木簡について、官殿・官衙内などにおける物品の整理・保管を目的とする付札は、装着にもそれほどの堅固さを要さなかつたという。この点で、銅付札の特殊性がうかがえる。高島

英之「物品付札の形態—平城宮・京跡出土の資料を中心にして」(『古代出土文字資料の研究』一〇〇〇、初出一九八七)。

(22) 八木c註 (6) 論文。『図録』解説。なお、「借子」「廝」の身分について、c論文で八木氏が言及しているので参照されたい。

(23) 銅を量る場合は、大を用いることになつていたが(『養老令』雜令2度地条)、大隅亞希子氏によると「正倉院文書」などの実例から、銅の計量の場合、大小いずれも使用されていたという。大隅亞希子「奈良時代權衡制度に関する一考察—大小制の問題を中心として—」(『計量史研究』二三、一〇〇一)。なお、銅付札Bに大小の区別が記される例は見出せない。

(24) 「天平五年」は、銅関連の木簡の中で最も新しい年紀である。ただし下部破損のため「五」の文字を読み取るのは難しい。なお「天平五年」の年紀は庸米付札木簡「長登二七五」にみえる。

(25) 当時の一月あたりの銅製鍊量は不明であるが、製鍊した生銅をさらいに治熱する場合の功数について葉賀七三男氏は、「造東大寺司告朔解」で報告された天平宝字六年(七六二)二月中の作物・雜工散役として「治熟生銅九千五百斤 功九百廿人」(『大日本古文書』五一一二五)、同三月中に「治熟生銅一千五百六十斤洗銅一千二百斤 功一百廿八人」(同)五一八九とあり、治熱の一功はそれぞれ一〇・三斤(葉賀氏は一〇・四とする)、一二・一斤になると指摘する。単純に計算すると、一人あたり一ヵ月で約三百斤強の治熟が可能であったことになる。原料からの製鍊は治熱より低量であったと考へるならば、おおよそその一ヵ月の製鍊量の限度が推測できるのではないか。葉賀七三男「生銅」(『日本鉱業会誌』一〇三一、一九七九)。

(26) 渡辺・森註 (14) 論文。

(27) 界線については、のちに上下を割截して物差に再利用したものとすらさなかつたという。(『木簡研究』一三)。但し界線の幅は必ずしも均一ではなく、使

用目的に合わせてつけられたものであろう。

- (28) 森註(14)論文。
(29) 山口英男b「記録関係木簡」(註(10)「日本古代木簡集成」解説)。
(30) 銅の現物は生産現場から直接輸送されたとみるほうが合理的だが、少なくとも書類上では、所管の郡ならびに国府を経由して各宛先に納入されたものと考えられよう。

- (31) 東大寺出土銅付札については正式報告書「東大寺防災施設工事・発掘調査報告書 発掘調査篇」(以下「防災」と略)奈良県教育委員会、二〇〇〇)がある。なお、木簡の番号はこの報告書の番号に準拠し「防災一七二五」と表す。

- (32) 中井一夫・和田萃「東大寺大仏殿廻廊西地区」(註(18))。

- (33) 「防災」八一九頁。平松良雄・鶴見泰寿「東大寺」(木簡研究)二四、二〇〇一)。なお「製鍊」と「精鍊」の語は、前者が原材料から銅を取り出す過程を指し、後者は「製鍊」済みの銅を、更に純度の高い銅にするための作業を意味する。よって、東大寺の鋳所は「精鍊」を行なう施設である。

- (34) 註(18)「木簡研究」一一。

【防災】四〇一頁。

- (35) 弥永貞三「古代史料論—木簡」(岩波講座日本歴史)二五、岩波書店、一九七六)。東野註(13)論文。

- (36) 中西康裕「交易雑物について」(ヒストリア)一〇一、一九八三)。

- (37) 山口英男氏は、配布先を示すことが木簡作成の一次的な目的ではないこと、最終的に製銅地(長登)に残され配布先に送られたものではないことから、「配分宛先木簡」という呼称は木簡の性格を示す上で適切ではないとする。山口b註(29)解説。

- (38) 平野氏は少目の増員を養老五年(七二二)の長門按察使設置を契機と考へる。平野博之「長門国の等級について」(九州史学)七四、一九

八二)。なお山田英雄氏は、天平宝字五年(七六一)とみられる「官人歴名」(大日本古文書)十五一三三)に少目がみえていることから、この時期に上國或いは大国に昇格したとする。山田英雄「國の等級について—延喜式まで—」(日本古代史叢)岩波書店、一九八七、初出一九六〇)。

(40) 「木簡研究」一九では「吉侯郷」とするが、「図録」では「二〇」「侯カ」とする。写真では、最初の文字の横棒二本線は確認できるものの、いずれの字かは判断できかねる。「吉侯郷」は不詳だが「きつまた」や「かつまた」と読めるとすれば、「和名類聚抄」周防国佐波郡に「勝間 加都萬(かつま)」とあり、これに該当するか。勝間は周防国府所在地(現防府市の中南部)にある。木簡記載の「錢司」から、錢の製作場所があつたと推定できるが、現在確認されている周防國錢司とは場所が異なる。長門錢司は現下関市長府に確認されているが、当該する「錢司」が長門錢司ではなく、他に存在していた可能性も否定はできない。「和名抄」には長門国美祢郡賀萬郷がみえる。「二侯郷」も不詳だが、周防国都濃郡(現周南市大向)の式内社に「二侯神社」が見える。また現在の地名として、宇部市二侯瀬(ふたまたせ)、長門国厚狭郡域)があるが、いつまで遡るかは不明である。「和名抄」の厚狭郡一處(布多井)、大津郡一處と関連するか。

(41) 「類聚三代格」卷十六、延暦一五年一月二日太政官符。松原弘宣「水上交通の検察システムについて」(続日本紀研究)二三七、二〇〇一)。また、九世紀になると長門関津での検察も重要視され、関門海峡を通行する場合長門と豊前での検察が命じられていたとする。

- (42) 八木c註(6)論文。

- (43) 註(1)「図録」解説。

- (44) 「大日本古文書」二二一三三。廣麻呂は天平二二年九月戊申藤原広嗣の乱に、官軍の精兵四〇人を率いて發渡したが、この時は豊浦郡少

領外正八位上。また同三年閏三月乙卯に外正八位上より外從五位下に叙せられている。(いずれも『続日本紀』)

(45) 福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」(『日本建築史の研究』総芸社、復刻版、一九八〇、初版一九三三)。

(46) 佐藤a・b註(9)論文。

(47) 例えば長屋王家木簡に次のような木簡がある。

・「○銅造所□

・「○右五人米□

(75) (21)・2 081 [城21-25頁上]
・「○右五人米□

また、平城京内にも製銅関連施設があつたことも指摘されており、

都でも官司以外に個人的な銅の需要があつたといえる。鬼頭清明「古

代都城の庶民生活の一形態—平城京内の鋳銅工人をめぐって—」(古

代木簡と都城の研究) 塙書房、一九〇〇、初出一九九四)。

(48) 八世紀の雇用状態や功直については柴原永遠男c「律令国家と日本

古代錢貨」(柴原註(3)書、初出一九七二)。柳木謙周「日本古代の

『労働価値基準』(『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六、

初出一九八九)など。

(49) 「木簡研究」一三、「長登銅山跡」IIでは「卅七斤」とするが、「図録」では「冊七斤」とする。「図録」の写真を見るといずれの可能性もある。

(50) 「日本古代における雇用関係の歴史的特質」(柳木註(48)書、初出一九八五)。

(51) 「雪山政所」「雪邑」が長登採銅所の運営組織とみられ、美祢郡司から「雪邑」に充てて「符」が送られている。(長登三九七、五三七)

(52) 「続日本紀」神護景雲二年三月乙卯朔条。「養老令」雜令9国内条では、鉄とともに銅の私採を公認し、生産物の調庸納を認めている。

(53) 「養老令」賦役令1調絹絶条。

(54) 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡一解説」(一九六九)。福田豊彦

「日本古代鉄生産の諸様相—中世製鉄の前提として—」(『日本史研究』二八〇、一九八五)。

(55) 八木c註(6)論文。

(56) なお、官布の語は次の木簡にも見えている。

・「○伴臣廣人官布

・「○伴臣廣人官布

・「○人一月廿四日

・「○人一月廿四日

(57) 野村忠夫「官人の出身方式」(『官人制論』雄山閣出版、一九七五)。

【付記】本稿は学習院大学大学院に提出したレポートを改稿したものです。改稿にあたり森公章先生、鐘江宏之先生に御教示頂きましたこと、この場を借りて深く感謝申し上げます。